十二

分野　運輸業
小分野　航空運輸業
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　日本国は、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。
現行の措置

十三

分野　教育及び学習支援業
小分野　初等及び中等教育サービス
産業分類　ＪＳＩＣ　八一一　幼稚園
ＪＳＩＣ　八一二　小学校
ＪＳＩＣ　八一三　中学校
ＪＳＩＣ　八一四　高等学校、中等教育学校
ＪＳＩＣ　八一五　特別支援学校
ＪＳＩＣ　八一九　幼保連携型認定こども園
関連する義務　内国民待遇（第二条）
概要　日本国は、初等及び中等教育サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条
私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

十四

分野　全ての分野
小分野
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　１　日本国は、この協定の効力発生の日の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得た産業以外の産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
２　この協定の効力発生の日にＪＳＩＣ又はＣＰＣにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されている産業は、同日に日本国政府が認識し得たものとする。
３　日本国は、この協定の効力発生の日には技術的に投資が可能でなかった産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置

ジョージアの表

一

分野　全ての分野
小分野
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
概要　ジョージアは、補助金又は贈与（公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）に関して、日本国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇又は最恵国待遇を与えない措置を採用し、又は本協定に基づく義務に反しないことを条件とする。
現行の措置

二

分野　全ての分野
小分野
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　ジョージアは、世界貿易機関設立協定に基づくサービスにおける特定の約束に係る表の各分野に共通の約束（二千年の文書ＧＡＴＳ／ＳＣ／一二九（Ｉ　各分野に共通の約束）に掲げる措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　世界貿易機関設立協定に基づくサービスにおける特定の約束に係る表（二千年の文書　ＧＡＴＳ／ＳＣ／一二九（Ｉ　各分野に共通の約束））

三

分野　法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス
小分野
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　ジョージアは、法の執行及び矯正に係るサービス、医療サービス並びに母子保健への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、当該措置が世界貿易機関設立協定に基づくジョージアの義務に反しないことを条件とする。
現行の措置

四

分野　建設及び関連するエンジニアリング業
小分野
産業分類
関連する義務　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　ジョージアは、全職員の五十パーセント以上がジョージア市民でなければならないとする建設及び関連するエンジニアリング業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置

五

分野　観光
小分野　観光ガイド
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　ジョージアは、観光ガイド及び観光ガイドサービスに関して、資格要件及び資格の審査に係る手続、技術上の基準並びに免許要件及び免許の審査に係る手続に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置

六

分野　電力及びエネルギー
小分野　電気、ガス及び石油
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　ジョージアは、「小分野一」の事項に掲げる電力及びエネルギーの分野への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置

外務大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　菅　義偉